児湯圏域（西都都市計画、高鍋都市計画、新富都市計画、川南都市計画及び都農都市計画）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（案）
（宮崎県決定）

児湯圏域（西都都市計画区域、高鍋都市計画区域、新富都市計画区域、川南都市計画区域及び都農都市計画区域）都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように変更する。

○　都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
　別添のとおり

【決定の概要】

１　都市計画の目標

西都都市計画区域、高鍋都市計画区域、新富都市計画区域、川南都市計画区域及び都農都市計画区域が位置する児湯圏域では、以下の３つの都市計画の基本方向を定めるものとする。

①　日向灘沿岸から九州山地にかけて広がる豊かな地域資源を生かすとともに、圏域内の各都市が連携する連携都市圏の形成

②　自然や田園と共生した、安全で快適な生活を送るための都市の形成

③　地域固有の多彩な自然・歴史・田園環境の保全と活用が一体となった広域交流圏の形成

都市計画区域の範囲及び規模

市町村名	都市計画区域の範囲	規模（ｈａ）
西都市	行政区域の一部	２，４７６
高鍋町	行政区域の一部	１，９７８
新富町	行政区域の一部	８３２
川南町	行政区域の一部	７３３
都農町	行政区域の一部	１，１４８

２　区域区分の決定の有無の判断

本圏域の都市計画区域においては、区域区分を定めない。

【理由】

現行計画は、平成１６年５月に策定し、平成２４年３月、平成３０年９月、令和４年６月に改定しているが、人口や産業の土地利用状況や、改定後の都市計画に関わる都市緑地法の改正（令和６年）や流域治水に関する改正等の社会情勢の変化を踏まえた、新たな時代に対応した計画とする必要が生じたため、変更するものである。